

長崎県運転免許試験場広告募集要項

長崎県警察では、県有財産の新たな有効活用を図るため、長崎県運転免許試験場1階ホールに広告掲出枠（フレーム）を設置し、民間企業等が行う広告の掲出場所として貸付を行います。この広告掲出場所を活用していただく広告主を募集します。

1. 募集する広告掲出場所等の内容

長崎県運転免許試験場1階ホール内に以下のとおり広告掲出枠（フレーム）を設置し、広告を掲出します。

場 所	規格・種類	枠数	1枠当たりの月 額 料 金
長崎県運転免許試験場1階ホール	B2判 縦 (728mm×515mm) ポスター	3枠	12,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)

※ 広告掲出位置図、掲出イメージは以下の資料をご確認ください。

- ・ [広告掲出位置図](#)【PDF】
- ・ [広告掲出イメージ](#)【PDF】

2. 広告掲出期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの最大12月間

※ 広告は、原則として掲出開始日の前日（閉庁日を除く）の16時から17時30分までの間に掲出し、掲出終了日の16時から17時30分までの間に撤去します。

3. 申込方法

持参又は郵送にて、以下の書類を長崎県警察本部装備施設課管財係まで提出してください。

- (1) [長崎県運転免許試験場広告掲出申込書](#)（「長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領」様式第1号）【PDF】
- (2) 広告原案
- (3) 会社の業務内容がわかる会社概要等の資料
- (4) [誓約書](#)（「長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領」様式第2号）【PDF】

4. 申込期間

令和6年2月7日(水)から令和6年2月29日(木)まで

※ 持参する場合の受付期間は、開庁日の9時から16時までです。

※ 郵送の場合は、令和6年2月29日(木)16時必着とします。

※ 申込期間が過ぎた場合でも、広告枠に空きが生じた場合は随時募集しますので、最新の応募状況については、別途お問い合わせください。

5. 申し込みに際しての留意事項

- (1) 申し込みは1月単位とします。

- (2) 広告作成費用は、広告主の負担となります。
- (3) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、長崎県警察本部（以下「警察本部」という。）が行います。
- (4) 広告掲出期間中に、広告内容を変更する場合は、変更の2週間前までに警察本部への協議が必要となります。

6. 関係規程

規制業種、広告内容等について、基準等を設けています。申し込みにあたっては、以下の規程をご確認ください。

- ・ [長崎県県有施設広告掲出事業実施要綱【PDF】](#)
- ・ [長崎県県有施設広告掲出取扱基準【PDF】](#)
- ・ [長崎県運転免許試験場広告掲出事業実施要領【PDF】](#)

7. 選定方法

申込みのあった広告について、警察本部において上記6の関係規程に適合するか審査します。審査の結果、同一の掲出希望枠に複数の申込みがあった場合は、次の選定順位により選定します。同順位の場合は、警察本部において抽選により決定します。

- (1) 希望月数の多いもの
- (2) 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するもの

8. 広告掲出決定後の手続き

(1) 掲出決定の通知

警察本部から申込者宛て、広告掲出の可否及び掲出決定の場合の掲出場所等について通知します。

(2) 契約締結

上記(1)の決定通知書を送付する際、契約書を同封しますので、警察本部が指定した日までに提出してください。

(3) 広告原稿（ポスター）の提出

警察本部が指定した日までに、広告原稿（ポスター）を提出してください。

(4) 広告掲出場所貸付料の納付

警察本部から納入通知書を送付しますので、指定の日までに納入してください。

問い合わせ・申込書提出先

長崎県警察本部装備施設課 管財係

〒850-8548

長崎市尾上町3-3（長崎県警察本部3階）

電話：095-820-0110 内線 2292

ファックス：095-826-3488